

経済産業省

20170315貿局第1号
輸出注意事項29第6号
経済産業省貿易経済協力局

「血液製剤の輸出承認について」の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成29年3月30日

経済産業省貿易経済協力局長 寺澤 達也

「血液製剤の輸出承認について」の一部改正について

「血液製剤の輸出承認について」(平成12年12月28日付け輸出注意事項12第98号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、公布の日から施行する。

「血液製剤の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）
 ○血液製剤の輸出承認について（平成12年12月28日付け輸出注意事項12第98号）

(別紙)

改正後	現行
<p>1 (略)</p> <p>2 適用品目 適用品目は、輸出貿易管理令別表第2の19の項の中欄に掲げる安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第2条第1項に規定する血液製剤であって、次の品目とする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 血漿分画製剤であって、以下に掲げるもの</p> <p>(1) ～ (14) (略)</p> <p><u>(15) 乾燥濃縮人プロトロンビン複合体</u></p> <p><u>(16) ～ (41)</u> (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 輸出の承認 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 2の③(11)から(13)及び<u>(20)</u>から<u>(37)</u>に掲げる品目のうち本邦に輸入されたものであって、再処理のために輸出するもの。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 適用品目 適用品目は、輸出貿易管理令別表第2の19の項の中欄に掲げる安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第2条第1項に規定する血液製剤であって、次の品目とする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 血漿分画製剤であって、以下に掲げるもの</p> <p>(1) ～ (14) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(15) ～ (40)</u> (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 輸出の承認 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 2の③(11)から(13)及び<u>(19)</u>から<u>(36)</u>に掲げる品目のうち本邦に輸入されたものであって、再処理のために輸出するもの。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>